



今北保健だより

No.1



令和7年5月
保健室

<健康診断>

一学期は、身体の成長の様子を知り、異常や病気がないかを調べるために健康診断を行います。結果を見て、自分の体について学んだり、生活を振り返ったりしてみよう。



<お世話になる校医の先生方>

内科	木本 眞	先生（放射線第一病院）
産業医	岡崎 良夫	先生（放射線第一病院）
眼科	高木 真理子	先生（高木眼科病院）
歯科	國延 明正	先生（くにのぶ歯科クリニック）
薬剤師	辻田 建造	先生（木原病院）



日本スポーツ振興センターの 災害共済給付制度について



<給付の条件>

- 学校管理下のケガであること。
（授業・部活動・登下校など。途中塾に行った、寄り道をした場合は管理外です。）
 - 同一の災害について治療にかかった医療点数の合計が500点以上であること。
（1回の治療で500点を超えなくても治療にかかった総額が500点を超えた時点で請求できます。）
 - 健康保険が適用される受診であること。
 - 治療に数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
（お手数をおかけしますが、毎月保健室まで書類を取りに来てください。）
 - 給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって災害共済給付を受ける権利は消失します。
- ※ 医療点数は病院の窓口でお問い合わせください。
- ※ 必要な書類は保健室にあるので御利用ください。医療機関や保護者の方に記入していただく用紙があります。御協力ください。
- ※ 申請から給付金が支払われるまで、約2～3か月かかります。給付金が支払われた際に、給付額についてお知らせします。
- ※ 災害共済給付制度を利用する場合、医療機関への立替え払いが必要です。ご理解とご協力をお願いします。